

国立高等専門学校の法人化の在り方（検討課題）

国立高等専門学校協会

- 1 「国立高等専門学校」の記載中、「国立大学」において「大学」とあるのを「高等専門学校」と読み替えられるものについても、「同左」としている。
- 2 「独立行政法人通則法等の概要」の記載中、(方針)とあるのは、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月)を指している。

事 項	国立大学	国立高等専門学校	独立行政法人通則法等の概要
法人単位	各大学ごとに法人格を付与	同左（複数高専をまとめる場合は要検討）	
名 称	国立大学法人（仮称）	国立高等専門学校法人（仮称）	法人の名称は、個別法で定める。（第4条）
設 置 者	学校教育法上は国を設置者とする。	同左	
根 拠 法	各大学に共通して必要な事項と、各国立大学の名称など、個別の大学に関する事項とを合わせて規定した法律（「国立大学法人法」（仮称）、「国立大学法」（仮称）など）を制定	同左 （「国立高等専門学校法人法」（仮称）、「国立高等専門学校法」（仮称）などを制定）	
組 織 (役 員)	「学長」（法人の長）、「副学長」（学長を補佐・複数名）、「監事」（2名（うち少なくとも1名は学外者から登用））とすることを原則とする。 監事以外の役員についても、学内からの登用にとどまらず、広く学外からも大学運営に高い見識を有する者や各分野の専門家を招聘する。	「校長」（法人の長）、「副校長」（校長を補佐・複数名）、「監事」（2名（うち少なくとも1名は学外者から登用））とすることを原則とする。 監事以外の役員についても、法人の判断により、学外者から登用することができる。	役員として、法人の長1人及び監事を置く。個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。 法人の長の名称、その他の役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。（第18条） 監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用する。（方針）
(役員以外 の運営組 織)	役員以外の運営組織として、以下の組織を置く。 ・役員会 特定の重要事項を議決 ・運営協議会 主に経営面を審議 ・評議会 主に教学面を審議	役員以外の運営組織として、法人の判断により、大学と同様の組織を置くことができる。	法人の役員に関するもの以外の内部組織は、個別法令の業務の範囲で法人の長が決定、変更又は改廃し、主務大臣に通知する。 内部組織についての法人の長による決定、変更又は改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。（方針）
(事務組織)	予算の範囲内で、各大学の判断で随時改組可能	同左	
(教育研究 組織)	学部、研究科、附置研究所等については、省令等で規定	学科等の基本となる組織については、省令等で規定	

目的・業務 (範囲)	<p>法人化後の国立大学に共通する一般的な目的規定・業務内容として整理</p> <p>業務の範囲は、本来の教育研究業務のほか、それに密接に関わるものの現行では制約がある業務についても実施できるようにする。</p>	同左	法人の目的・業務の範囲は、個別法で定める。(第5条・第27条)
(学生定員)	あらかじめ中期計画に記載し、国の認可を得る。	同左	
人事 (身分)	<p>国家公務員の身分を付与しない。(非公務員型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分保障は、法人の就業規則等において規定 ・労働三権を付与 ・法人の定めるルールにより採用 ・兼職・兼業、その他の服務に関しては、必要に応じ、就業規則等で規定 ・外国人の管理職への登用も可能 	同左	
(任免等)	<p>学長は、学内の選考機関における選考を経た後に、文部科学大臣が任命</p> <p>法人の長としての学長が不適任とされる場合には、一定の要件の下で文部科学大臣が、学長の選考を行った機関の審査等の手続きを経て解任できる。</p> <p>副学長の任免は、学長が行う。</p> <p>監事の任免は、文部科学大臣が行う。</p> <p>教職員の人事システムは、各大学が決定し、任命権は、学長に属する。</p>	<p>校長は、文部科学大臣が任命</p> <p>法人の長としての校長が不適任とされる場合には、一定の要件の下で文部科学大臣が解任できる。</p> <p>副校長の任免は、校長が行う。</p> <p>同左</p> <p>教職員の人事システムは、各高等専門学校が決定し、任命権は、校長に属する。</p>	<p>法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none">) 当該法人の事務・事業に関して高度な知識・経験を有する者) その他、当該法人の事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者 <p>(第20条第1項)</p> <p>主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員について、心身の故障、職務上の義務違反のほか、その職務の遂行が適当でないため当該法人の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときはその役員を解任することができる。</p> <p>(第23条)</p> <p>法人の長及び監事以外の役員は、上記()に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。(第20条第3項)</p> <p>監事は、主務大臣が任命する。(第20条第2項)</p> <p>法人の職員は、法人の長が任命する。(第26条)</p>

(給 与)	各大学において給与基準を決定	同左	法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、主務大臣に届け出るとともに、公表する。(第63条)
(服 務・勤 務時 間 等)	各大学において決定	同左	職員に対する服務及び懲戒については、就業規則で定める。(方針)
目標・計画 (中期目標)	<p>中期目標については、あらかじめ各大学が文部科学大臣に原案を提出するとともに、文部科学大臣が、この原案を十分に尊重し、また、大学の教育研究等の特性に配慮して定める。</p> <p>中期目標期間は、大学におけるカリキュラム編成の実態や修業年限等を考慮し、6年を原則とする。</p> <p>文部科学大臣は、各大学の中期目標について、あらかじめ文部科学省に置く国立大学評価委員会(仮称)の意見を聴く。</p> <p>中期目標は、原則として、全学的にわたるもので、主に大きな方向性を示す内容とし、大学運営の基本的な方針や当該大学として重点的に取り組む事項等を中心に記載する。 (具体的に中期目標に記載すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の期間 ・ 大学全体としての基本的な目標 ・ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 ・ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 ・ 財務内容の改善に関する目標 ・ 社会への説明責任に関する目標 ・ その他の重要目標 	<p>同左</p> <p>中期目標期間は、5年(又は7年)を原則とする。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>主務大臣は、3年以上5年以下の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表する。 (第29条第1項)</p> <p>主務大臣は、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く。(第29条第3項)</p> <p>中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の期間 ・ 業務運営の効率化に関する事項 ・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・ 財務内容の改善に関する事項 ・ その他業務運営に関する重要事項 <p>(第29条第2項)</p>
(中 期 計 画)	<p>中期計画については、各大学において、あらかじめ中期目標と中期計画の原案を一体的に検討しておいた上で、最終的に確定した中期目標に基づいて作成し、文部科学大臣が認可</p> <p>文部科学大臣は、各大学の中期計画について、あらかじめ文部科学省に置く国立大学評価委員会(仮称)の意見を聴く。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	<p>法人は、中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、主務大臣の認可を受ける。(第30条第1項)</p> <p>主務大臣は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く。(第30条第3項)</p>

	<p>中期計画には、予算の根拠として必要な事項や法令に定める事項の他、大学の社会に対する意思表示として、可能な限り中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載する。</p> <p>(具体的に中期計画に記載すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・財務内容の改善に関する措置 ・社会への説明責任に関する措置 ・その他の重要目標に関する措置 	同左	<p>中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・予算、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・剰余金の使途 ・その他主務省令で定める業務運営に関する事項 <p>(第30条第2項)</p>
(年度計画)	各大学においては、中期計画に基づき、各事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、文部科学大臣に届け出る。	同左	法人は、各事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、主務大臣に届け出るとともに、公表する。(第31条)
評価	<p>文部科学省に、独立行政法人評価委員会とは別に、国立大学評価委員会(仮称)を設け、同委員会が国立大学法人(仮称)の評価を行う。</p> <p>評価は、各大学ごとに中期目標の達成度について行うとともに、分野別の研究業績等の水準についても行う。</p> <p>国立大学評価委員会(仮称)は、評価事項のうち、教育研究に関する事項について、評価に先立って、大学評価・学位授与機構の意見を聴き、尊重する。</p> <p>国立大学評価委員会(仮称)及び大学評価・学位授与機構は、評価を決定する前にその結果を大学に示して、意見の申立の機会を設ける。また、評価結果を公表する。</p> <p>評価結果は、次期以降の中期目標・中期計画の内容及び中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させる。</p> <p>各大学は、各事業年度における業務の実績について、主として中期目標達成に向けた事業の進行状況を確認する観点から、国立大学評価委員会(仮称)の評価を受ける。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>法人は、各事業年度・中期目標の期間における業務の実績について、主務省に置かれる独立行政法人評価委員会の評価を受ける。(第32条第1項、第34条第1項)</p> <p>評価委員会は、評価の結果を法人に通知し、公表する。必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。(第32条第3項・第4項、第34条第3項)</p>

財務会計 (財源措置)	運営費交付金は の合計額とする。 学生数等客観的な指標に基づく各大学共通の標準的な収支差額(標準運営費交付金) 客観的な指標によることが困難な特定の教育研究施設の運営や事業の実施に当たっての所要額(特定運営費交付金)	同左	政府は、予算の範囲内で、法人に、業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額(運営費交付金)を交付することができる。(第46条)
(施設整備)	施設整備については、毎年度国から措置される施設費をもって基本的な財源とするが、長期借入金や土地の処分収入その他の自己収入をもって整備することも可能	同左	法人の施設費等に係る経費で、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(方針)
(土地建物)	各国立大学が現に利用に供している土地建物は、原則として国から当該大学に対し現物出資又は無償貸与する。	同左	政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところより、法人に出資することができる。(第8条) 必要に応じ、法人は、個別法令の定めるところにより、国有財産を無償使用することができる。(方針)
(会計基準)	「独立行政法人会計基準」を参考としつつ、大学の特性を踏まえた会計基準を検討	同左	法人の会計は、原則として企業会計原則による。(第37条)
	規模に関わらず、全ての大学は、会計監査人の監査を受ける。	同左	法人は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受ける。(第39条)